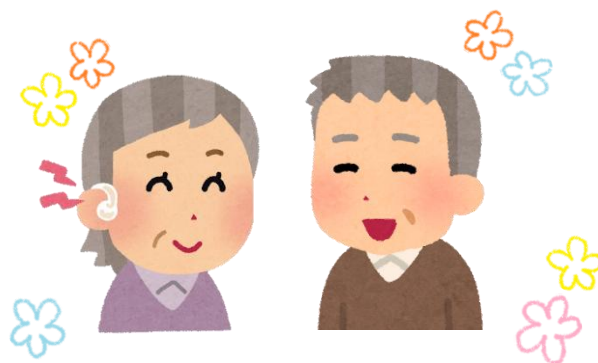


丹波市高齢者補聴器購入費助成事業

補聴器の購入費用の 一部を補助します



対象者

次のすべてに当てはまる方が対象です。

- (1) 市内に住所がある 65 歳以上の方
- (2) 両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満の中等度難聴で、身体障害者手帳の交付対象にならない方
- (3) 耳鼻咽喉科治療で聴力改善が見込めない方
- (4) 耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める証明（丹波市指定の医師意見書）を受けた人
- (5) 過去 5 年以内にこの事業による補助を受けたことがない方

助成内容

両耳片耳問わず上限 3 万円助成します。

※補聴器の購入費が 6 万円に満たない場合はその 1/2 の額です。

- (1) 助成対象は、管理医療機器としての補聴器本体と付属品です。

助成対象外の項目

- ① 集音器
- ② 診察料（受診・検査費用）、文書料、送料等
- ③ レンタル、故障、メンテナンス等
- ④ 申請前に購入されたもの

- (2) 交付決定日から 3 か月以内に補聴器を購入し、申請年度の 3 月 31 日までに丹波市介護保険課へ助成金の請求をしてください。

購入前に受診、
補助申請が必ず必要です。



必要書類

- (1) 高齢者補聴器購入費助成事業 申請書 様式 1
- (2) 高齢者補聴器購入費助成事業 意見書 様式 2（医師が作成）
- (3) 補聴器の購入に係る見積書（型番の記載が必要）

※補聴器の購入前には耳鼻科への受診を受け、市へ補助申請が必要となります。
補助の決定が出る前に購入された補聴器は補助対象外です。

問い合わせ先

丹波市福祉部介護保険課地域支えあい推進係
〒669-3602 丹波市氷上町常楽 211 番地
電話：0795-88-5267
FAX：0795-88-5283

申請までの流れ

(1) 耳鼻科を受診（専門医師の診察・検査を受ける）

耳鼻咽喉科を受診し、医師から補聴器の使用が必要と認められ、購入される際は（丹波市指定の医師意見書）の作成を依頼してください。

(2) 補聴器販売店で見積書を作成

補聴器販売店で購入する補聴器を決定し、購入予定の補聴器の見積書を作成。

※(4)の「交付決定通知書」が市から届くまでは補聴器を購入しないでください。

※見積書に型番の記載がない場合は、購入予定の補聴器の型番がわかる書類（カタログ等）も受け取ってください。



(3) 助成の申請

表面記載の必要書類(1)から(3)を市へ提出（郵送可）



(4) 丹波市介護保険課から「交付決定通知書」と「請求書」が送付される。



購入までの流れ

(5) 助成が認められた場合、補聴器を購入

(2)の補聴器販売店で補聴器を購入し、領収書を受け取ってください。

※宛名は申請者本人に限ります。

(6) 助成金の請求

「領収書」と「請求書」を市へ提出してください。

見積書と領収書の金額が異なる場合は、再度助成額の審査を行い訂正した「請求書」が送付されますので、市へ提出してください。



(7) 丹波市から申請者本人名義の指定口座に助成金が振り込まれます。

市内で意見書の作成が依頼できる医療機関（※予約をしてから受診してください。）

病 院		診 療 所	
兵庫県立丹波医療センター		医療法人社団 丹羽耳鼻咽喉科	
電 話	0795-88-5200（代表）	電 話	0795-73-3387
受付時間	月～水、金曜日 8:30～11:00 木曜日 8:30～10:30	診察日時	月～金曜日 9:00～11:00 16:00～18:00 ※木、土曜日は午前診のみ（予約制）
診察日時	月～金曜日 ※月、水曜日は午後診のみ	補聴器外来	火曜日のみ（完全予約制）
補聴器外来	月曜日のみ 9:00～11:00 （完全予約制）	住 所	丹波市柏原町柏原 3053-3
住 所	丹波市氷上町石生 2002-7	医療法人三医会 三井庄 細見医院	
医療法人敬愛会 大塚病院		電 話	0795-75-0030
電 話	0795-82-7534（代表）	専門外来	火、金曜日 8:30～11:30 第2、4土曜日 9:30～11:00
診察日時	火曜日 9:00～10:30 土曜日 9:00～11:30	住 所	丹波市春日町上三井庄 557
住 所	丹波市氷上町絹山 513		